



鹿児島県 農地バンクだより

～活かそう農地、託そう未来～

第24号

令和7年9月18日発行

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

(鹿児島県農地バンク)

Tel 099-223-0223(農地部直通)



農地中間管理事業推進員・補助事務員研修 を開催しました。



はじめに

各市町村等に配置されている推進員さん、補助事務員さんを対象とした標記研修会を今年5月から6月にかけて、県内14カ所で開催し、延べ140人の参加がありました。

研修では、バンク事業の概要をはじめ、業務委託の根拠や具体的内容、売買等について説明を行いました。

また、今後の業務推進に参考となる、県内優良事例の紹介のほか、近隣市町村との意見交換も行いました。

意見交換で出された意見、質問や対応等

○対象となる農地と形状変更等への対応について

- ・地目に関係なく現況が農地であればよい。
- ・農地のみが対象でハウス等の上物は対象としていない。
- ・畦畔除去等の形状変更については、相互で確認書等を作成するなど対応する。

○賃料について

- ・賃料設定について、市町村全体の基準値を示すなど工夫している。
- ・物納の賃料相当額は、税務上必要である。

○基盤法からバンク法への切り替えについて

- ・バンクのメリットを十分に説明する。
(契約遵守が確実、協力金対象、各種補助事業の要件となることなど)
- ・新規活用希望者向けルールガイドを作成しているので活用する。

○変更契約について

- ・解約時は原状回復の確認と新たな受け手の確保をお願いしたい。
- ・継承により相続未登記となった場合など、対応に迷ったらバンクにまず相談する。

○未収対策について

- ・未収者対策についてサポートや情報共有をお願いしたい。
- ・契約台帳閲覧システムの貸付契約台帳で未収者の確認をお願いしたい。
(未収者とは新たな契約は締結できない。)

今後に向けて

いただいたご意見、質問等に対応できるよう改善を進めます。

現在、改善を進めているもの

○申請時に必要な所有者確認用の全部事項証明書の提出

→法務省が運用する登記情報連携システムを活用し簡略化

○申請等に負担となる押印の見直しについて

→大幅に減らしました(後述記事を参照ください)

○期間満了通知書の見直し

→「字が小さい」、「何をすればいいかわからない」、との声に対応し修正を行いました。

担い手への集積率 ・業務担当者8/1～

業務内容			県全域担当者
貸借等	業務委託		三園補佐
	申請事務	①書類審査	※地域ごと
		徴収・支払	福留主任
		変更 (解約・賃料・継承等)	かわべ 川邊囑託
	未収・未払・解除・遊休農地解消		四元係長
	機構管理農地保全管理		福田CN
	システム		四元係長
売買	業務委託		山本係長
	申請事務	促進計画	山本係長
		審査・登記	あげのその 上之園囑託
②事業調整	事業全般の調整・推進・研修業務		※地域ごと
農地整備	農業農村整備事業に関する連携		福田CN

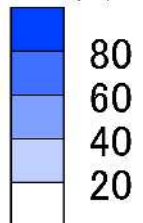
集積率(県全体)

H26.3末	R6.3末	R7.3末
38.6%	47.1%	47.9%

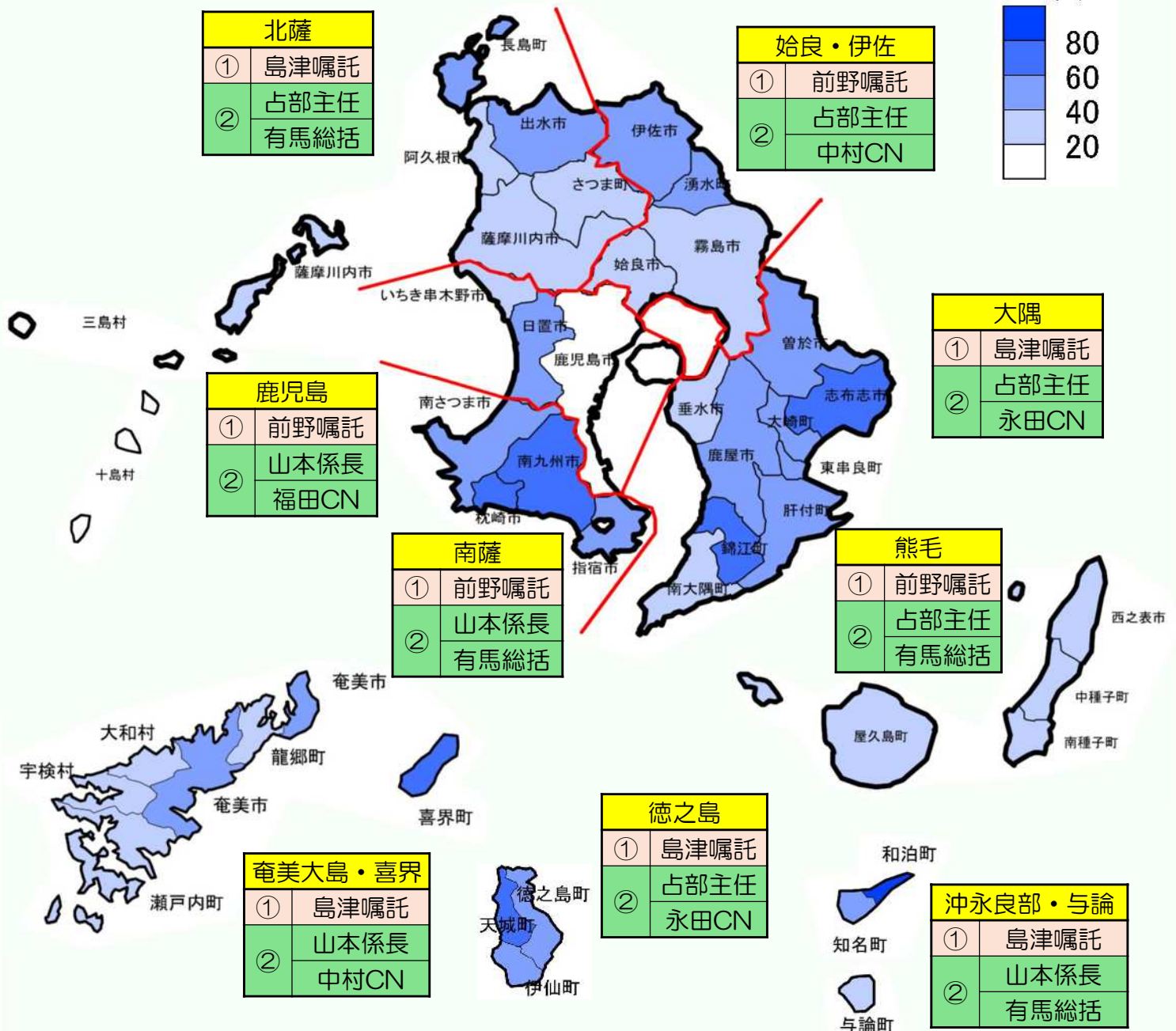
農地中間管理事業の実施状況(R7.3末)

全市町村数	43市町村
農地中間管理事業実施市町村数	41市町村

集積率 (%)



※印は下記のとおり



さつま町におけるバンク事業への取組を紹介します。

さつま町では、令和6年度までに転貸面積が1千haを超え、町内農地の36%を占めています。また、機構関連農地整備事業に2地区、機構集積協力金に延べ35地区取り組むなど、積極的に事業を活用されています。今回は、その取り組みの一端を紹介します。

1 組織体制

担い手支援室が農地バンクの業務受託を行い、職員1名、推進員2名、事務員1名で業務にあたっています。隣接には、土地改良区、JA、県出先機関があり、連携しやすい環境です。

バンク推進員は、農地の位置、営農状況のほか、受け手の状況も熟知し、農家からの信頼も得ています。さらに、農業委員、最適化委員の協力もあります。

2 事業推進で工夫していること

(1) 農業委員会総会後の協議

農業委員会の総会には、毎回、バンク推進員が出席し、総会終了後の地区ごとの班会でマッチング等の集約化に向けての協議を行っています。

(2) 出し手死亡時の継承について

死亡届を町民環境課に届出に來られた際に農地の貸借があった場合には、担い手支援室へも、家族等が立ち寄るよう案内してもらい、継承の手続きを進めています。

(3) 事業の広報

バンク事業の広報については、公民館長連絡協議会定例会、地域計画協議の場、認定農業者会、町広報誌、農林業祭りなど、様々な機会を活用しています。

(4) 基盤法からバンク法への載せ替え

基盤強化法からの載せ替えは、農地バンク法発足当時から進めており、ほぼ完了しています。

(5) 地域計画について

農家へのアンケートや意向調査により、現況の貸借となっているところです。集約化に向けての計画的な貸借は、今後ブラッシュアップして行くそうです。



押印廃止について

既に、市町村等関係機関には、通知したとおり、令和7年8月1日から農地中間管理事業等に関する押印見直しを行いました。

【見直しの基本的な考え方】

- ・国、県の押印見直しマニュアル等に準じる

契約書、証明書や登記等に必要なもの（特に、将来のトラブル防止の観点も考慮）についてのみ、これまでどおり押印を必要としています。

押印見直しの結果、貸借、所有権及び業務委託等の様式で押印を求めていたもののうち、約6割について省略を行うこととしました。

これまで求めていた押印数 49



見直し後 押印数 19 (省略したもの 30)

農地バンクでは、引き続き、事業の円滑な実施を推進するため事務手続きマニュアルを見直し、事務の効率化、正確性等の確保を図るとともに、農地中間管理システムの改善及び事務の簡素化等を更に進めてまいります。

令和7年度の農地部の新しい仲間を紹介します

～どうぞよろしくをお願いします～



かわべ あつこ
嘱託職員 川邊 淳子（契約変更事務担当）

このたびご縁があり、農地部に配属となりました川邊です。早く業務に慣れ、皆様のお力になれるよう努めてまいります。ご指導のほど、よろしくお願いいたします。

期間満了通知について

農地バンク事業 担当者の皆様へ

期間満了通知は、出し手、受け手に対して、契約の期間満了をお知らせし、契約の終了を通知するものです。再契約手続きをしない場合は、受け手は耕作権を失い、農地は出し手に帰属し、出し手の管理義務が発生することになります。

1 通知のタイミング

(1) 契約者への通知

期間満了通知は、出し手、受け手に対して、契約の期間満了月を含め7か月前の月の20日前後にシステム委託業者が郵送します。

(2) 市町村等への通知

業務委託先の市町村等には、契約の期間満了月を含め8か月前の月の10日前後にシステム委託業者から通知一覧表を送付しています。送付の方法は農地中間管理システムのユーザID「***01」登録された担当者へ代表して案内しています。

また、契約台帳閲覧システムの「Excel出力」機能を活用して、契約農地情報を出力し、終期で絞り込むことによって、対象契約を予め知ることができます。

(3) 通知の内容

農地中間管理機構事業事務手続きマニュアルの参考資料の最終ページに出し手へのサンプルを添付してありますので御参照ください。また、下記は市町村等へメール送付される満了通知一覧表の表示例です。（上段：出し手（借入）満了、下段：受け手（貸付）満了）

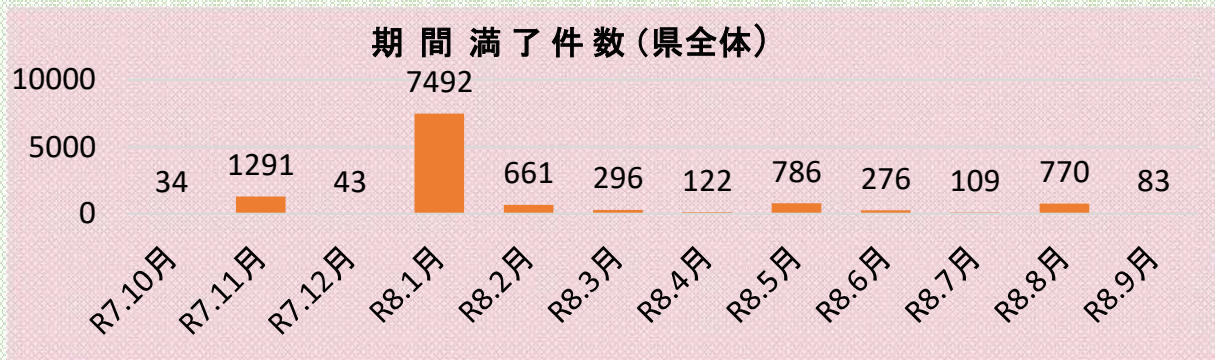
契約コード	氏名	代表者名	郵便番号	住所1	住所2	始期	終期	支払月	区域	農地所在地 (大字+字 番地)	地目	面積 (㎡)	賃借料 (円)	物納 銘柄	物納 (kg)	耕作者 契約コード	耕作者名
●	●		●	●		H28.2.1	R8.1.31	●	●	●	畑	●	●			●	●
●	●		●	●		H28.2.1	R8.1.31	●	●	●	畑	●	●			●	●

契約コード	氏名	代表者名	郵便番号	住所1	住所2	始期	終期	徴収月	区域	農地所在地 (大字+字 番地)	地目	面積 (㎡)	賃借料 (円)	物納 銘柄	物納 (kg)	所有者 契約コード	所有者名
●	●		●	●		H28.2.1	R8.1.31	●	●	●	畑	●	●			●	●
●	●		●	●		H28.2.1	R8.1.31	●	●	●	畑	●	●			●	●

2 今後の通知見通し（令和7年8月1日時点）

契約者への通知が届く月別の期間満了件数は下表図のとおりです。

市町村への通知	R7.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
契約者への通知	R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期間満了月	R7.10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月



※今後の合意解約等もあり、目安として参照してください。

- ・契約者への令和7年7月の期間満了通知（令和8年1月末期間満了）は、約7千5百件あり、問い合わせが多い状況でしたが、今後は落ちついた状況になります。
- ・事前のお知らせメールに基づき計画的な対応をお願いします。